

杉並区学校運営協議会規則

平成17年1月14日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を満たす学校（杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に定める小学校、中学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）ごとに、学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合には、2以上の学校について一の運営協議会を置くことができる。

- 一 学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民（学校の指定通学区域（杉並区立学校の指定通学区域に関する規則（昭和41年杉並区教育委員会規則第1号）第2条に定める指定通学区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に住所を有する者をいう。以下同じ。）が学校の運営に参画することで、地域に開かれ、信頼される学校づくりに資すること。
- 二 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進できること。
- 三 保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）が責任をもって学校運営に参画すること。

2 教育委員会は、運営協議会を置こうとするときは、当該学校の校長及び保護者等の意見を聴くものとする。

(委員の任命等)

第3条 運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 前条第1項の規定により運営協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の校長（以下「校長」という。）
- (2) 対象学校の校長が推薦する者で、次に掲げるもの 4名以内
 - ア 対象学校の保護者
 - イ その他校長が必要と認める者
- (3) 学識経験者 3名以内
- (4) 教育委員会が公募する者で、次に掲げるもの 4名以内
 - ア 対象学校の地域住民
 - イ 対象学校の地域住民であって、当該学校の運営に資する活動を行う者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、

当該校長から意見を聴くものとする。

(委員の任期等)

第4条 委員（前条第1項第1号の委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、次の各号に掲げる委員の区分に応じて、当該各号に掲げる任期を超えて引き続き再任することができない。

(1) 前条第1項第2号に掲げる委員 3任期。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、4任期

(2) 前条第1項第3号に掲げる委員 5任期。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、7任期

(3) 前条第1項第4号に掲げる委員 3任期

3 第1項ただし書の場合において、補欠の委員の任期は、1任期とみなす。

4 教育委員会は、委員が次に掲げる事由に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、委員を解任することができる。

(1) 委員が前条第1項各号に規定する者に該当しなくなったとき。

(2) 委員に職務遂行上の支障があると教育委員会が認めるとき。

(3) 委員としてふさわしくない言動、職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると教育委員会が認めるとき。

(服務)

第5条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 委員は、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない。

(会長)

第6条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、運営協議会を代表し、これを招集する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第7条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 運営協議会の会議は公開する。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。

(1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項

(2) 運営協議会が公開しないことが必要と認める事項

(基本的な方針の承認)

第8条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 予算執行
- (2) 組織編成
- (3) 施設・設備等の整備及び管理

(教職員の任用に関する意見の申出)

第9条 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、昇任及び転任に関する事項とする。

(部会等)

第10条 運営協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(保護者等の意見の把握等)

第11条 運営協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

2 運営協議会は、対象学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。

(適正な運営を確保するための指導等)

第12条 教育委員会は、運営協議会に対し、運営協議会の適正な運営を図るため、必要な指導、助言及び情報提供を行うものとする。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年1月11日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日教委規則第26号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日教委規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月30日教委規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日教委規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。